

## 造作物への注意文言表示に関するマニュアル

規準 6. に規定する造作物への注意文言表示について、次のとおり定める。

1. 消費者の銘柄識別のための造作物（以下「造作物」という。）への注意文言の表示は次による。
  - (1) 造作物には、以下のとおり注意文言を表示する。
    - ① 個包装を模した造作物については、製造たばこと同様に、個包装の正面と認められる面の十分の三以上の面積に、大きく、明瞭に、読みやすいよう、注意文言を表示する。ただし、当該造作物の正面と認められる面の面積が著しく小さく、表示された注意文言の有効性が確保できない場合には、自動販売機又は小売販売店の陳列場所の見やすい場所に、当該造作物の合計面積の十分の三以上の面積に、注意文言を表示する。
    - ② 個包装を模したものの以外の造作物についても、正面と認められる面の十分の三以上の面積に、大きく、明瞭に、読みやすいよう、注意文言を表示する。ただし、正面と認められる面の面積が25cm<sup>2</sup>未満の造作物については、別途定める場合を除き、注意文言の表示を行わないものとする。
  - (2) 造作物の自動販売機への装填等又は小売販売店への設置若しくは貼付の際は、たばこ製品の小売定価の表示タグ等によって注意文言が覆い隠されることがないように留意する。
  - (3) たばこ自動販売機においては、法定の8種類の注意文言が、おおむね均等に表示されるよう努める。なお、個々の銘柄について、それぞれ法定の8種類の文言を表示したものを作製することは要しない。
  - (4) 既存の造作物から注意文言を表示した造作物への切替えについては、次による。
    - ① TIOJ会員がたばこ小売販売店に貸与しているたばこ自動販売機及びたばこ小売販売店の陳列場所における自社銘柄の造作物については、平成18年9月30日までに切替えを完了するよう努める。
    - ② 出張販売許可場所及び小売販売店が所有するたばこ自動販売機における自社銘柄の造作物については、平成 18 年 11 月 30 日までに切替えを完了するよう、TIOJ 会員がたばこ小売販売店に対し、必要な支援を行う。